

地方独立行政法人京都市立病院機構勤怠管理システム導入に関する
プロポーザル審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）の勤怠管理システムの受託者を適切に選定することを目的として設置する地方独立行政法人京都市立病院機構勤怠管理システムプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、運営事業者の選定に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1)実施要項、仕様書に係る事項
- (2)事業者の選定に係る事項
- (3)その他事務局長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1)事務局長
- (2)事務局経営担当部長
- (3)診療部統括部長
- (4)副看護部長
- (5)経営企画担当課長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に基づく受託候補者の選定が終了する日までとする。

(委員長)

第5条 委員長は、事務局長とする。委員長に事故があるときは、事務局経営担当部長がその職務を代理する。

(役員)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局総務担当において行う。

(秘密保持)

第9条 委員会の委員として知り得た事項に関しては、正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営及び受託希望者選定に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行する。